

## 制度概要

<b>事業承継保証（略称:SYOUKEI）</b>		
目 的	中小企業者における、経営者の高齢化による事業承継が社会的な課題となっているため、議決権株式や事業用資産の取得資金等の事業承継に係る多様な資金需要に対する保証を行うことにより、事業承継の円滑化を図り、中小企業者の事業活動の継続に資することを目的とする。	
保 証 の 対 象 ( 資 格 要 件 )	<p>事業承継計画を策定し、計画に従って事業承継を行う中小企業者であって、次の(1)から(4)のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)個人事業主から事業の承継を行う<b>個人(承継者Ⅰ)</b>                      (2)代表者の交代による経営の承継を行う<b>会社(承継者Ⅱ)</b>                      (3)事業承継のために設立された<b>持株会社(承継者Ⅲ)</b>で次の要件をみたす会社                      ①代表者が持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を保有していること                      ②事業会社が保証対象業種に係る事業のみを行っていること                      (4)被承継者の事業の承継を行う<b>個人もしくは会社(承継者Ⅳ)</b></p>	
対 象 資 金	<p>事業承継計画に従って行われる事業承継に必要な次の資金</p> <p>(1)<b>承継者Ⅰ</b>のとき                      ①被承継者との事業譲渡契約等に基づく事業の譲受(買取)資金                      ②申込人以外の者が所有している事業用資産の取得資金                      ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金</p> <p>(2)<b>承継者Ⅱ</b>のとき                      ①申込人及び代表者以外の者が保有している申込人の議決権株式の取得資金                      ②申込人及び代表者以外の者が所有している事業用資産の取得資金                      ③前代表者への役員退職金支払資金                      ④その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金</p> <p>(3)<b>承継者Ⅲ</b>のとき                      ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分2以上を一括取得する資金                      ②申込人、その代表者及び事業会社以外の者が所有している事業用不動産の取得資金                      ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金</p> <p>(4)<b>承継者Ⅳ</b>のとき                      ①事業会社の発行済議決権株式の取得資金                      ②申込人、その代表者以外の者が所有している事業用資産の取得資金                      ③その他、保証協会が認める事業承継に必要な資金</p>	
保 証 条 件	保証限度額	2億8,000万円 … 普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円
	保証期間	20年以内(うち据置 2年以内)
	返済方法	原則として、均等分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する。 ただし、不動産取得資金の場合は、原則として融資対象物件を担保とする。
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 ただし、 <b>承継者Ⅲ</b> のときは、代表者並びに事業会社の法人保証を必須とする。
	貸付利率	金融機関所定利率
保 証 料 率	基準料率	一般関係保険に係る普通保証・無担保保証 年 0.36%～1.52% ※責任共有保証料率から一律20%の割引きを行う。
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②中小会計要領割引、有担保割引は適用しない。
責 任 共 有	責任共有制度の対象となる。	
申 込 時 類 付 書	<p>①事業承継計画書                      ②資金用途に係る確認資料                      ③株式取得資金のときは、税理士または公認会計士が作成した株式評価算定書                      ④<b>承継者Ⅲ(持株会社)</b>のときは                      ・持株会社及び事業会社の定款、株主名簿                      ・事業会社の履歴事項全部証明書                      ⑤その他、保証協会が必要とする書類</p>	
留 意 事 項	<p>①資格要件、資金用途を確認するための<b>事前協議</b>を必要とする。                      ②経営承継円滑化法に基づく認定を受けている場合は、<b>経営承継関係保証</b>で取扱う。                      ③本制度の利用を前提とした、協会の<b>専門家派遣事業</b>の利用ができる。                      ④中小企業者は、年に1回以上、金融機関に対し承継計画の実施状況を報告する。                      ⑤金融機関は、中小企業者の事業年度毎に、承継計画の実施状況及び金融機関の支援方針等を、承継計画が完了する事業年度まで保証協会に報告する。</p>	
実 施 日	平成29年 4月 3日 創設 <span style="color: red;">令和 5年 4月 1日 最終改正</span>	